

平成 24 年 9 月 27 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年（〇〇）第●●号 処分取消請求控訴事件（原審・那覇地方裁判所平成
●●年（〇〇）第●●号）

口頭弁論終結日 平成 24 年 8 月 16 日

判 決

控訴人（原告）	X
被控訴人（被告）	国
処分行政庁	北那覇税務署長

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が控訴人に対し平成 22 年 10 月 5 日付けでした平成 19 年分の所得税の更正処分を取り消す。
- 3 処分行政庁が控訴人に対し平成 22 年 10 月 5 日付けでした平成 20 年分の所得税の更正処分を取り消す。
- 4 処分行政庁が控訴人に対し平成 23 年 8 月 12 日付けでした差押処分を取り消す。

第 2 事案の概要（略称は原判決のものをを用いる。）

- 1 本件は、控訴人が、昭和 63 年以降は「公的年金等所得税徴収制」において公的年金等支払者が公的年金等部門ごとに所得税を計算して年金支払ごとに所

得税を源泉徴収することになったから、「公的年金等受給者に確定申告（納税）の義務はなくなるが社会保険料や医療費等を追加控除して所得税額が減額となる場合確定申告により還付を求めることができる」と理解して、処分行政庁に対して平成19年分及び平成20年分の所得税につき納税義務がなくなった旨を申告したのに、処分行政庁により、上記各年分の所得税につき納付すべき税額がある旨の違法な更正処分を受け、それらの申告所得税を徴収するための違法な差押処分を受けたと主張して、被控訴人に対し、上記各処分の取消しを求めた事案である。

原審は、①処分行政庁が控訴人に対し平成22年10月5日付けでした平成19年分の所得税の更正処分の取消しを求める訴えのうち総所得金額149万0994円及び還付金の額に相当する税額3102円を超えない部分の取消しを求める部分、処分行政庁が控訴人に対し同日付けでした平成20年分の所得税の更正処分の取消しを求める訴えのうち総所得金額149万0994円及び納付すべき税額が0円を超えない部分の取消しを求める部分及び処分行政庁が控訴人に対し平成23年8月12日付けでした差押処分の取消しを求める訴えをいずれも却下し、②控訴人のその余の請求をいずれも棄却したところ、控訴人が控訴した。

- 2 「前提事実」、「被控訴人の主張する課税処分の根拠」並びに「争点及び当事者の主張」は、下記3のとおり控訴人の当審における主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第2の1項及び2項並びに第3の1項及び2項（原判決3頁1行目から11頁26行目までに記載）のとおりであるから、これを引用する。（ただし、同4頁12行目の「（訴訟添付資料3の①、②等）」を削り、同9頁19行の「訴えの利益はない」を「ことはできない」と改める。）。

3 控訴人の当審における主張

- （1）公的年金等の支払者が所得税の納付を完了している、すなわち源泉徴収されているのに、公的年金等の受給者に対して申告納税を求めるのは二重課税で

ある。

- (2) 控訴人が受給した厚生年金にかかる所得については、「雑所得控除」120万円、「本人基礎控除」162万円及び配偶者控除48万円の合算330万円を控除すると、所得税額は0円である。

また、控訴人が受給した共済年金約52万円については158万円に満たないものであって、支払者が所得税を徴収、納付する必要はなく、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出を要しない。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の、処分行政庁が控訴人に対し平成22年10月5日付けでした平成19年分の所得税の更正処分の取消しを求める訴えのうち総所得金額149万0994円及び還付金の額に相当する税額3102円を超えない部分の取消しを求める部分、処分行政庁が控訴人に対し同日付けでした平成20年分の所得税の更正処分の取消しを求める訴えのうち総所得金額149万0994円及び納付すべき税額が0円を超えない部分の取消しを求める部分及び処分行政庁が控訴人に対し平成23年8月12日付けでした差押処分の取消しを求める訴えについてはいずれも不適法であるので却下し、控訴人のその他の請求はいずれも理由がないので棄却すべきものと判断する。その理由は、下記2のとおり控訴人の当審における主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第4の1項及び2項（原判決12頁2行目から18頁17行目までに記載）のとおりであるから、これを引用する（ただし、同14頁11行目の「第2章第4節」を「第5章第2節」と改め、同14頁12行目の「ことは」から13行目の「である」までを削る。）。

2 控訴人の当審における主張に対する判断

- (1) 控訴人は公的年金等の支払者によって源泉徴収されているのに公的年金等の受給者に対して申告納税を求めるのは二重課税となると主張する。

しかし、所得税法第4編第3章の2の各規定（公的年金等に係る源泉徴収）

は公的年金等の支払をする者の源泉徴収義務や、その支払をする者が源泉徴収すべき所得税の額の計算などについて規定したものであって、公的年金等の支払を受ける者における申告義務、所得金額の計算及び所得控除等について定めたものではなく、公的年金等につき支払者によって源泉徴収がされるもとで、その支払を受ける者に対して同法第2編第5章第2節の各規定（確定申告並びにこれに伴う納付及び還付）の適用が排除されるものではないし、源泉徴収がなされた場合には課税総所得金額に対して計算された所得税額から源泉徴収額が差し引かれることになるから（同法120条1項5号）、公的年金等の支払者によって源泉徴収されているのに公的年金等の支払を受ける者に申告納税をさせることが二重課税とはならない。

- （2）控訴人は、控訴人が受給した厚生年金にかかる所得については「雑所得控除」120万円、「本人基礎控除」162万円及び配偶者控除48万円の合計330万円を控除すると、所得税額は0円であると主張する。

しかし、そのような控訴人の主張は、複数箇所からの所得のある場合に課税総所得金額を合算せずに個々に計算し、また、個々の所得から所得控除をしようとするものである上、主張する控除金額にも根拠は見当たらず、独自の見解であって失当であるのは明らかである。

また、控訴人は、受給した共済年金約52万円については158万円に満たないものであって、支払者に源泉徴収義務がない旨を主張するが、これまた根拠が見当たらず独自の見解であるというほかないのであって、申告納税を免れる根拠ともならず、失当であるというほかない。

- （3）なお、控訴人は、平成19年分及び平成20年分の総所得金額149万0994円の取消しを求める訴えをしていないなどと主張し、その趣旨は必ずしも明らかではないが、控訴人は、平成19年分及び平成20年分については、いずれも総所得金額を149万0994円とし、平成19年分については、納付すべき税額3102円、平成20年分については納付すべき税額を

0円として確定申告していて同確定申告について控訴人は更正の請求をしていないのであるから、控訴人は上記各更正処分（増額）により新たに納税義務を負担するものではない。したがって、控訴人の確定申告した部分については訴えの利益がないから、この部分に係る訴えを却下すべきことはいうまでもない。したがって、上記控訴人の主張は失当である。

また、控訴人は上記各更正処分につき処分行政庁に対して異議を申し立て、国税不服審判所長に対して審査請求をしたところ、審査請求における裁決書、には「原処分取消しを求める訴えをすることができる」とあるので、差押処分の取消しを求める訴えも適法であるとも主張するようである。しかし、上記裁決書とともに交付されたとみられる「取消訴訟の提起のお知らせ」と題する書面（甲6の2）に記載された「原処分」は「平成22年10月5日付でされた平成19年分及び平成20年分の所得税の各更正処分」であって（甲6の1）、差押処分の取消しを求める訴えができるとしているものではない。したがって、この点について裁決において教示（行政不服審査法57条、国税通則法80条1項参照）があったとはいえない。

3 よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所那覇支部民事部

裁判長裁判官	綿引 穰
裁判官	岡田紀彦
裁判官	並河浩二